

令和8年4月23日

新入生保護者の皆様へ

沖縄県立小禄高等学校長  
(公印省略)

## 令和8年度奨学のための給付金（返還不要）の支給に関する手続きについて

生活保護受給世帯及び年収490万円未満程度（保護者等（親権者）全員の住民税所得割額（道府県民税及び市町村民税所得割額）の合算額が182,500円未満）の世帯を対象に、授業料以外の教育費負担の軽減を図ることを目的に奨学のための給付金が支給されることとなりました。

当該制度は、**返還不要の給付金**で、卒業後に返還が必要な奨学金や授業料と相殺される就学支援金とは別制度です。

給付を受けるためには申請が必要です。別紙支給対象に該当する保護者等は、下記のとおり申請をお願いいたします。

なお、保護者等の委任がある場合には、給付金を代理受領し、保護者等が授業料以外に負担する教育費（学校取扱金等）に充てることが可能です。詳細は下記担当へお問い合わせください。

### 記

1. 給付対象者：
  - ①生活保護（生業扶助）受給世帯
  - ②年収490万円未満程度（保護者等（親権者）全員の住民税所得割額（道府県民税及び市町村民税所得割額）の合算額が182,500円未満）の世帯
  - ③離職等の家計急変により②と同程度の収入であると見込まれる世帯
2. 提出書類：別添新入生用リーフレット参照
3. 申請書類配布場所：
  - ・小禄高校事務室でお受け取りいただくか
  - ・学校ホームページからダウンロードしてください
4. 提出期限：令和8年5月13日（水）
5. 提出先：小禄高校事務室
6. 留意事項
  - (1) 正当な理由がなく提出期限までに申請しないときは、給付金を受けられなくなります。
  - (2) 生活保護の受給状況や扶養者の状況は4月1日現在を基準とします。  
**（新入生に対する一部給付及び家計急変世帯への支援）**

### <沖縄県外に在住の方>

この制度は、保護者等が住所を有する都道府県から給付する制度となっていますので、該当する場合は、お住まいの都道府県教育委員会にお問い合わせください。

<問い合わせ先> 小禄高等学校 事務室  
担当者 池原・久貝 TEL: 098-857-0481

## 令和8年度 沖縄県高等学校等奨学のための給付金 (返還不要)

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」があります。返還は不要です。

通常の申請時期は7月ですが、希望する新入生の保護者等に対しては、前倒しで一部給付（4～6月分）を行います。今回の前倒し申請と7月の通常申請では、所得確認の年度が異なるため、前倒し申請で認定されても通常申請では認定されないこともあります。十分ご注意ください。

**一部給付の支給を受けた者または申請をしたが不認定だった者についても、7～3月分の支給を受けるには7月以降に再度の申請が必要です。**

### ＜一部給付の支給要件＞

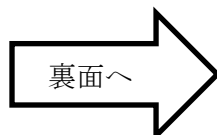
4月1日時点において、次の要件をすべて満たしている方が対象となります。

- (1) 沖縄県内に住所を有する保護者等(親権者)のうち、生徒本人が日本国籍を有し、高等学校等就学支援金の対象校に在学している者
- (2) 年収490万円未満程度(保護者等(親権者)全員の住民税所得割額(道府県民税及び市町村民税所得割額)の合算額が182,500円未満)の世帯または生活保護受給世帯  
※令和8年度からは生徒本人の国籍・在留資格を確認します。外国籍の生徒については、高校事務室までご相談ください。

保護者等が沖縄県外に在住している場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせ下さい。

### ○支給額（返還の必要はありません） ※国公立高校の場合

世帯状況		4～6月分	7～3月分	合計額
生活保護受給世帯（生業扶助受給世帯） ※家計急変は除く		8,075円	24,225円	32,300円
住民税所得割 非課税世帯	全日制・定時制課程に 在籍	35,925円	107,775円	143,700円
	通信制課程に在籍	12,625円	37,875円	50,500円
年収270～380万 円未満程度の 世帯	全日制・定時制課程に 在籍	11,975円	35,925円	47,900円
	通信制課程に在籍	4,205円	12,625円	16,830円
年収380～490万 円未満程度の 世帯	全日制・定時制課程に 在籍	8,980円	26,950円	35,930円
	通信制課程に 在籍	3,155円	9,475円	12,630円



## ○提出書類

- ① 高校生等奨学のための給付金受給申請書（様式1-1、1-2、1-3）
- ② 全項目記載の令和7年度所得課税証明書又は生徒本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式2）  
※保護者が両親の場合は、父・母それぞれの所得課税証明書（2名分）が必要です。  
※生活保護を受給している場合は、生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式2）が必要
- ③ 生徒の国籍を確認できる書類（日本国籍：戸籍抄本、外国籍：在留カードの写しまたは特別永住者証明書の写し）
- ④ 扶養誓約書（様式3） ※親権者以外の者による申請の場合に必要。ただし、親権者以外の者が申請している理由によっては、申請が認められないこともあります。
- ⑤ 債権・債務者登録申請書（別添様式） ※申請者以外の口座へ振込む際は依頼書が必要
- ⑥ 振込口座の通帳の写し
- ⑦ 委任状（給付金の代理受領等を委任する場合のみ）（様式6）



※家計急変については、⑧～⑩についても提出ください。

### ⑧ 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類

離職票、雇用保険受給資格者証等 破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか

死別・離婚の場合は、戸籍謄本等の離婚等の事実が確認できる書類

### ⑨ 家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類

給与所得者・・・【家計急変前の収入】全項目記載の令和7年度所得課税証明書（写可）

【家計急変後の収入】会社作成の給与見込証明書、直近の給与明細書3か月以上、源泉徴収票等

営業所得者・・・【家計急変前の収入】全項目記載の令和7年度所得課税証明書（写可）

【家計急変後の収入】所得見込証明書（別添様式）、税理士又は公認会計士の作成した証明書類、確定申告書の写し等

### ⑩ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類

扶養誓約書（様式3）、扶養親族分の資格確認書の写し又は扶養親族の記載が省略されていない所得課税証明書（全項目証明書）のいずれか

※定年退職などは、家計急変の対象となりません。

※生活保護の生業扶助の受給者は、家計急変の対象となりません。

※家計急変審査は世帯の収入の減少を基に審査をします。支出額の大きさは考慮に入れないので、支出が分かる明細や領収書等の書類は不要です。

※状況に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

## ○問い合わせ先

小祿高等学校 事務室 担当者 池原・久貝 TEL：098-857-0481